令和６年度第６回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日　時：令和７年３月１７日（月）午前１１時００分開会　午前１１時４５分閉会
場　所：ときわ会館５階小ホール

１　開　　会	浅子会長職務代理者より開会宣言。
２　会　長　挨　拶	西形会長挨拶。
（司会）	本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第４条の規定により、会長が務めることとなっております。西形会長、よろしくお願いいたします。
３　総会成立の報告 （議長）	会議成立の報告をいたします。 本日は、在任委員２１名中、西澤委員が所用により、欠席との報告を受けておりますので、本日の出席委員は、２０名です。「さいたま市農業委員会会議規則」第６条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。
４　議事録署名委員の指名　（議長）	議事録署名人を指名いたします。議席番号１９番「本田敏一委員」、議席番号２０番「中村隆治委員」の２名を指名します。よろしくお願いいたします。
５　議　　事 （議長）	議案第８号「さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」と議案第１２号「さいたま市農業委員会贈与税又は相続税に係る納税猶予関係諸手続きに関する事務処理規程の制定について」は、内容が密接に関連する案件となりますので、一括審議といたします。始めに議案第１２号、続いて議案第８号について、事務局の説明を求めます。委員の方々の質疑等は、その後まとめて伺いたいと思います。 事務局の説明を求めます。
（事務局）	それではまず、議案第１２号「さいたま市農業委員会贈与税又は相続税に係る納税猶予関係諸手続きに関する事務処理規程の制定について」、説明いたします。 総会資料９ページが制定案となりますが、補足資料の１ページ目、上段に議案第８号と議案第１２号の概要が記載されていますので、こちらをご覧ください。議案番号の順番に対し、説明順が逆になりますが、まず議案第１２号について説明いたします。 初めに経緯及び改正方針についてですが、本議案は納税猶予の手続のうち、いわゆる「引き続き証明」の発行業務を迅速化するため、事務処理規程を新たに制定するものです。 このことについては、過去に地区審議会で何度かお話しいたしましたが、この納税猶予の「引き続き証明」の発行業務について、政令市を中心に実態調査をしたところ、さいたま市は他市の農業委員会に比べて発行までにかなりの時間を要していること、また業務量が多いことが判明いたしました。 そのため、今回、市民サービス向上と職員の負担軽減のために業務手順を見直すための規程制定の議案を提出いたしました。 規程の内容としては、現在、さいたま市では納税猶予の事務処理に関する規程が存在せず、証明書の発行等について明確な基準がなかったことから、今回「贈与税又は相続税に係る納税猶予関係諸手続きに関する事務処理規程」を新たに制定し、納税猶予の「引き続き証明」等を課長専決事項にするものです。

	この規程の制定に伴い、証明発行の日数が短縮されることによる市民サービスの向上と、業務が簡素化されることによる職員の負担軽減が見込まれます。なお、以前より地区審議会でご説明させていただいているとおり、この規程制定による、推進委員の業務内容に変更については、地区審議会で推進委員による「引き続き証明」の議案説明がなくなること以外にはございません。 それでは規程案について説明いたしますので、総会資料９ページをご覧ください。 ページ中ほどの第１条でこの規程の趣旨を定めています。第２条では証明事項と利用状況報告事項はどの法律や通達に基づくものかを定めています。続いて第３条では納税猶予の証明等の種類を定めています。次のページに移りまして、第４条で申請の方法について、第５条については調査方法を定めています。第６条については、納税猶予の手続きのうち、「引き続き証明」以外については議案審議に諮るものとしています。そして第７条で「引き続き証明」については農地調整課長の専決で発行できるよう定め、さらに専決で発行したものについては翌月の月例総会で報告するように定めています。第８条は再発行の規定、第９条はその他の規定です。 施行につきましては、本年４月１日に施行としています。 以上、議案第１２号「さいたま市農業委員会贈与税又は相続税に係る納税猶予関係諸手続きに関する事務処理規程の制定について」、説明を終わります。
（事務局）	続きまして、議案第８号「さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明いたします。 総会資料１ページと補足資料１ページの上段、議案第８号と１２号とあるうちの改正内容の枠の中をご覧ください。 先ほど説明いたしましたとおり「さいたま市農業委員会贈与税又は相続税に係る納税猶予関係諸手続きに関する事務処理規程」の制定により、いわゆる「引き続き証明」については、農地調整課長の専決処分により発行することができることとなります。 よって、事務局規程第６条第３項に定める農地調整課長の事務専決の規定においても「贈与税又は相続税に係る納税猶予関係諸手続きに関する事務処理規程」に基づき「引き続き証明」の発行と再発行ができることの規定を追加するものです。 また、これに合わせて、事務局規程第３条に定める農業振興課の分掌事務のうち、⑻については、「農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・公募に関すること。」となっていますが、農業委員の推薦・公募に関することは、市長部局の経済局農業政策課で実施している事務であることから、「農地利用最適化推進委員の推薦・公募に関すること。」と改めるものです。 以上、議案第８号「さいたま市農業委員会事務局規程の一部改正について」、説明を終わります。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。
（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は挙手をお願いします。
（清水（友）委員）	納税猶予の「引き続き証明」について、今までより短期間で発行できるのではないかということですが、市民サービスがこのように向上したということで、申請者から事務手数料というのは徴取できないのでしょうか。
（事務局）	元々、納税猶予の「引き続き証明」については、証明手数料として３００円を

	いただいているところです。それは今後も変わりません。
（議長）	他に質問はありますか。 他に質問も無いようですので、質疑を終結し、この２議案について採決に移ります。 それでは、お諮りします。 議案第１２号「さいたま市農業委員会贈与税又は相続税に係る納税猶予関係諸手続きに関する事務処理規程の制定について」、及び議案第８号「さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。 総員賛成ですので、議案第１２号及び第８号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
（議長）	次に、議案第９号「さいたま市農業委員会農地利用の最適化等業務実施規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
（事務局）	議案第９号「さいたま市農業委員会農地利用の最適化等業務実施規程の一部を改正する規程の制定について」、説明いたします。 総会資料３ページと補足資料１ページの議案第９号をご覧ください。 経緯及び改正の方針ですが、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に係る業務が生じること、また同法に基づく利用権設定による農地貸借は２年間の経過措置を経て令和７年３月３１日をもって廃止となり、今後は農地中間管理事業が農地貸借の主要な制度となることから、推進委員の担当業務を見直し、新たに規定するものです。 改正の内容としては、第４条（農地等の状況確認）について、地区審議会の議案として意見照会される地域計画及び農地中間管理事業の案件に係る農地の状況確認及びその報告を担当地区の推進委員が実施することについて、新たに規定するものです。 以上、議案第９号「さいたま市農業委員会農地利用の最適化等業務実施規程の一部改正について」、説明を終わります。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。
（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それでは、お諮りします。 議案第９号「さいたま市農業委員会農地利用の最適化等業務実施規程の一部を改正する規程の制定について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。 総員賛成ですので、議案第９号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
（議長）	次に、議案第１０号「さいたま市農業委員会農地利用状況調査等実施要領の一

	部を改正する要領の制定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
（事務局）	議案第１０号「さいたま市農業委員会農地利用状況調査等実施要領の一部を改正する要領の制定について」、説明いたします。 総会資料５ページと補足資料１ページの議案第１０号をご覧ください。 経緯及び改正の方針ですが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地貸借は２年間の経過措置を経て令和７年３月３１日をもって廃止となり、今後は農地中間管理事業が農地貸借の主要な制度となることから、所要の一部改正を行うものです。 改正内容としては、この要領の第１２条第１項⑵にある「利用権」については法改正に伴い無くなることから、「賃借権その他の使用収益を目的とする権利」に改めるものです。 以上、議案第１０号「さいたま市農業委員会農地利用状況調査等実施要領の一部改正について」、説明を終わります。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。
（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それでは、お諮りします。 議案第１０号「さいたま市農業委員会農地利用状況調査等実施要領の一部改正について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。 総員賛成ですので、議案第１０号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
（議長）	次に、議案第１１号「農業経営基盤強化促進法における農地の権利取得基準を廃止する基準の制定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
（事務局）	議案第１１号「農業経営基盤強化促進法における農地の権利取得基準を廃止する基準の制定について」、説明いたします。 総会資料７ページと補足資料２ページの議案第１１号をご覧ください。 経緯及び改正の方針ですが、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い同法に基づく農地の売買や貸借が廃止されたことから、「農業経営基盤強化促進法における農地の権利取得基準」は不要となったため、同基準を廃止するものです。 以上、議案第１１号「農業経営基盤強化促進法における農地の権利取得基準を廃止する基準の制定について」、説明を終わります。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。
（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それでは、お諮りします。

	議案第１１号「農業経営基盤強化促進法における農地の権利取得基準を廃止する基準の制定について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。 総員賛成ですので、議案第１１号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
（議長）	次に、議案第１３号「さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
（事務局）	総会資料、１３ページをご覧ください。 議案第１３号「さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」、説明いたします。 総会資料１３ページから１６ページまでが事務処理要領改正に係る新旧対照表、１７ページから３２ページまでが様式の改正案になります。 補足資料２ページに概要を載せてありますので、こちらも併せてご覧ください。 まず経緯及び改正方針です。昨年、令和６年３月２５日付けで、国が「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱に関するガイドライン」を制定し、また、３日後の令和６年３月２８日付けで、「農地法関係事務処理要領」を改正いたしました。 この、国のガイドライン及び要領の改正を受け、令和６年１１月１８日に、県においても「埼玉県農地調整関係事務処理要領」が改正されています。 以上の国及び県の要領等の改正に基づき、「さいたま市農地等転用関係事務処理要領」の一部改正を行うものです。 主な改正点といたしましては、３点ございます。 １点目は、農地転用許可申請書に添付する書類の変更です。国が制定した「営農型太陽光発電に係るガイドライン」については、そこに「営農型太陽光発電に係る転用許可申請」の際に必要な添付書類が示されています。これを受け、本市の要領に太陽光発電設備の設計図、営農計画書等の添付書類を明記するものです。 ２点目は、転用申請における添付書類の削減です。令和４年の国の通知では、農地転用許可申請書又は届出書に添付する書類については、合理性を欠いた理由では求めないこととされています。 それに従い「その他参考となるべき書類」は、審査に真に必要なものに厳選し、関係部局等への確認で把握可能な情報については、可能な限り申請者に求めないようにするものです。 具体的な例としましては、これまで許可申請時に提出を求めていました、白地であることの証明である、農業環境整備課が発行する「農用地区域外証明」など、農業委員会から関係機関への問合せで確認できるものについては、添付書類から削除するものです。 なお、市街化区域の転用届出書につきましては、これまで添付を求めていました公図の写しの添付を削除いたします。 ３点目は、駐車場、資材置場等の転用許可の際に、「転用完了後、３年間６か月ごとの実施状況報告」を許可条件に加えるものです。これは、全国のメガソーラーの事例に対応して、許可条件について国の要領が一部改正されたので、それに合わせる形で、建築を伴わない駐車場、資材置場等を目的とする恒久的な転用を行う場合の許可の取扱いとして、「工事の完了の報告があった日から３年間、６か月ごとに事業の実施状況を報告すること」を許可条件に付け加えるもので

	す。 　最後になりますが、今回、様式につきましては、第１号から第７号を修正いたします。先ほどご説明した内容を様式に反映させるほか、郵送での許可申請又は届出をする場合の本人確認書類として、運転免許証の写し等を添付することを明記するとともに、国や県の要領に合わせるかたちで、本文及び様式中の文言を修正いたします。 　以上、議案第１３号「さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」、説明を終わります。 　よろしくご審議のほど、お願いいたします。
（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は挙手をお願いします。
（小泉委員）	駐車場や資材置場について転用許可を取った場合、それから３年間、６か月ごとに事業の実施報告をしなければならないということになりますと、３年間は何か事情の変化があった時にも売買できないということになるのでしょうか。
（事務局）	状況の変化があった場合には、６か月ごとの報告の際に、状況の変化についても報告していただくことになります。 　そして、国からは状況の変化があった時においても売買ができる場合もあるということが示されています。 　しかし、この再度の売買での購入者に対しても、当初の転用許可を得た者の場合と同様に、６か月ごとに事業の実施報告を求めるのかどうかについて、国から明確な基準や実施方法は示されていません。今後、全国で該当事例が積み上がっていけば、国から基準等が示されると考えています。
（議長）	他に質問はありますか。 　他に質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 　それでは、お諮りします。 　議案第１３号「さいたま市農地等転用関係事務処理要領の一部を改正する要領の制定について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。 　総員賛成ですので、議案第１３号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
（議長）	次に、議案第１４号「さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。 　事務局の説明を求めます。
（事務局）	総会資料、３３ページをご覧ください。 　議案第１４号「さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」、説明いたします。 　総会資料３３ページ、３４ページが要綱改正に係る新旧対照表、３５ページから３７ページまでが様式の改正案になります。また、補足資料２ページも併せてご覧ください。 　改正の経緯としては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和５年４月１日に施行され、利用権設定による農地貸借については、令和７年３月

	３１日を期限とする経過措置をもって廃止となることから、利用権設定について記載された要綱の一部を改正するものです。 　改正点は、３点ございます。 　１点目は、農地改良における耕作予定者の定義についてです。農地に設定する耕作のための権利について、利用権設定による農地貸借については先ほどお伝えしたとおり廃止となりますが、令和７年３月３１日以前に設定された利用権は継続するため、利用権については「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による賃借権、使用貸借権」と改正しています。また、中間管理による耕作について「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定に基づく賃借権、使用貸借権」を追加いたしました。 　２点目は、農地改良許可申請の添付書類の名称の改正と参考様式の改正です。現在、農地改良の申請にあたり、すでに申請地に農地法第３条等による賃借権、使用貸借権が設定されている場合、耕作者の同意書の添付を求めています。 　従前は添付書類の名称を「耕作者の同意書（利用権設定者）」としていましたが「農地法」「農業経営基盤強化促進法」「中間管理事業の推進に関する法律」のいずれに基づく耕作者の権利も耕作権としては差がないことから、添付書類の名称から「（利用権設定者）」の文言を削除し、併せて参考様式のタイトルも変更しています。 　３点目は、様式第６号「耕作予定者の誓約書」の改正です。こちらの様式は、農地改良後に権利を設定し耕作することを誓約するものです。設定予定の権利の種類について、新規の利用権設定が廃止になるため「農業経営基盤強化促進法第１８条による利用権」を削除し、「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定に基づく農地の賃借権、使用貸借権」を追加いたしました。 　以上の３点の改正を、総会資料３３ページから３７ページまでに記載しています。 　いずれも施行につきましては、本年４月１日に施行としています。 　以上、議案第１４号「さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」、説明を終わります。 　よろしくご審議のほど、お願いいたします。
（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は挙手をお願いします。
（石井委員）	農業経営基盤強化促進法による利用権設定で農地貸借をしている場合は、貸借期間が満了するときに中間管理事業に移行する、それまでは利用権設定による貸借がそのまま継続するということでよろしいでしょうか。
（事務局）	そのとおりです。なお、４月以降、利用権設定による貸借期間の満了にあたって、引き続き貸借をするときは中間管理事業または農地法第３条による貸借が利用可能です。
（議長）	他に質問はありますか。 　他に質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 　それでは、お諮りします。 　議案第１４号「さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。

	総員賛成ですので、議案第１４号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
（議長）	以上をもちまして、本日の議案は、全て終了いたしました。 その他として、事務局から何かありますか。
（事務局）	ありません。
（議長）	委員の皆様のご協力により、円滑に議事進行出来ましたことに対し、厚くお礼申し上げます。 ここで、議長の職を解かせていただきます。
６　閉　　会	本田会長職務代理者より閉会を宣言。